

高情審答申第1号

平成24年5月30日

高松市監査委員 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本邦人

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成23年11月15日付け高監委第292号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった住民監査請求の事情聴取記録のうち、実施機関（高松市監査委員をいう。以下同じ。）が非公開とした添付資料の「柁川ダム建設に係る支出一覧」および「柁川ダム建設事業にかかる事業資金の一連の流れ」については、開示すべきである。その余については、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が、高松市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

請求の内容

「10月4日（棄却）かんさ請求で、各部署にかんさ委員がききとりした全資料」

平成23年10月17日：請求人からの行政文書公開請求書を受付

平成23年10月31日：実施機関が一部公開を決定

平成23年11月1日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

「本件非公開処分を取り消すとの決定を求める。」

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

当該文書は、監査委員が実施した住民監査請求に係る事務の執行に関し監査対象部局に対する事情聴取に基づく記録および監査対象部局から提出された資料であって、これは、監査委員の内部における意思決定過程において作成または取得したものであり、監査委員は、関係人との信頼関係に基づいて資料の収集や調査を行っていることから、これを公開することにより、正確な事実の把握を困難にし、今後における監査事務の適正かつ厳正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号アに該当し、非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 住民監査請求に基づく監査に伴う事情聴取における事情聴取記録

監査の執行においては、地方自治法第199条第8項の規定により、「監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類そ

の他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる」とされているが、この権限はあくまで任意調査であり、これを強制する規定とはなっていない。

また、関係条例等にも、監査の執行に際し、関係人等が事務事業の目的や内容等を具体的に監査委員に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらない。

本件文書に記録された情報は、監査対象部局への事情聴取の記録であり、前述のとおり、事情聴取に対し、監査対象部局は回答すべき義務を負っているとまではいい難く、監査対象部局が監査の目的を尊重し、監査委員限りで情報が活用されるものと信頼して監査委員からの事情聴取に応じたものであり、監査対象部局からの任意の協力が得られない限り、監査委員が事情聴取すること自体が困難なものである。

また、住民監査結果については公表することとなっているが、監査の過程において知り得た情報については、監査委員は中立的な機関であって、守秘義務を負っている。

もし、これら監査の事情聴取において得られた情報が公になれば、監査対象部局は監査委員の事情聴取に応じることに慎重になり、協力が得られなくなることが想定され、正確な事実の把握が困難になるとともに、違法または不当な行為の発見も困難になり、監査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

また、監査の過程におけるこれら調査等の詳細な情報が公になると、監査の具体的手法やノウハウが明らかになり、今後の監査への対応の手がかりを与え、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になるなど、監査事務の執行に支障をきたすおそれもあることから、条例第7条第5号アに該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 事情聴取記録に添付された資料

これらの文書は、住民監査請求に基づく監査の事情聴取に当たり、監査委

員に説明するため監査対象部局から提出された2通の資料である。

まず、「柵川ダム建設に係る支出一覧」と題する文書は、柵川ダム建設事業負担金として高松市が香川県に支払った負担金にかかる支払通知書等の件名、支出金額、市の財源内訳などが、支払い年度ごとに一覧表として記載されたもの、また、「柵川ダム建設事業にかかる事業資金の一連の流れ」と題する文書は、柵川ダム建設事業に関して、国、県、市の事業資金の流れが図示されたものであり、これらは、過去に公開されたことのある市の歳出予算執行の結果であり、または当該事務の流れを表示したものに過ぎず、予算執行の透明化の観点などから、実施機関が非公開理由とした、今後の当該事務の執行に支障を及ぼすおそれがあるものとは考え難く、非公開とする理由は見当たらない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|---------------------------|-----------------------|
| 平成23年11月15日 (高監委第292号) | 諮問書受理 |
| 平成23年12月17日 | 実施機関からの非公開理由書受理 |
| 平成24年2月8日 | 実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査 |
| 平成24年4月18日 | 争点の審査 |
| 平成24年5月30日 | 答申 |